

尼崎北 警察署の速度取締指針 (令和7年1月～6月)

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、**重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。**

※ 規制速度は県内の区間によっても異なることがあります。

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道171号	6:00～20:00	50km/h
尼崎池田線	6:00～20:00	40km/h、50km/h
米谷昆陽尼崎線	6:00～20:00	50km/h
山手幹線	6:00～20:00	50km/h

各路線選定の理由

- 国道171号 …… 交通事故発生件数が多いため
- 尼崎池田線 …… 道路交通環境から交通事故の危険性が高いため
- 米谷昆陽尼崎線 …… 実勢速度抑制の必要があるため
- 山手幹線 …… 隣接警察署において、交通事故が多発傾向にあるため

尼崎北 警察署管内における交通実態等

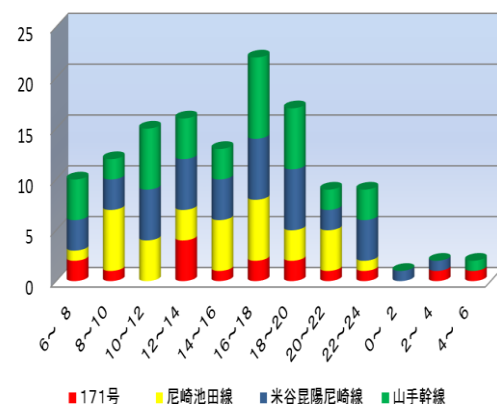
○ 令和5年中の交通事故発生状況

- ・ 人身事故が392件発生し、死者は1人、傷者は395人となっています。
- ・ 重点路線では、人身事故が72件、死者1人、傷者が96人となっています。

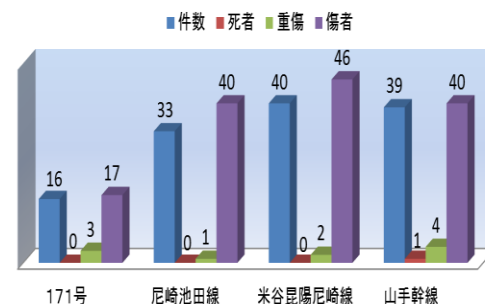
○ 過去3年間（R4年～R6年）上半期における重点路線での発生状況（下図参照）

人身事故が128件発生し、死者は1人、重傷10人、傷者143人となっています。

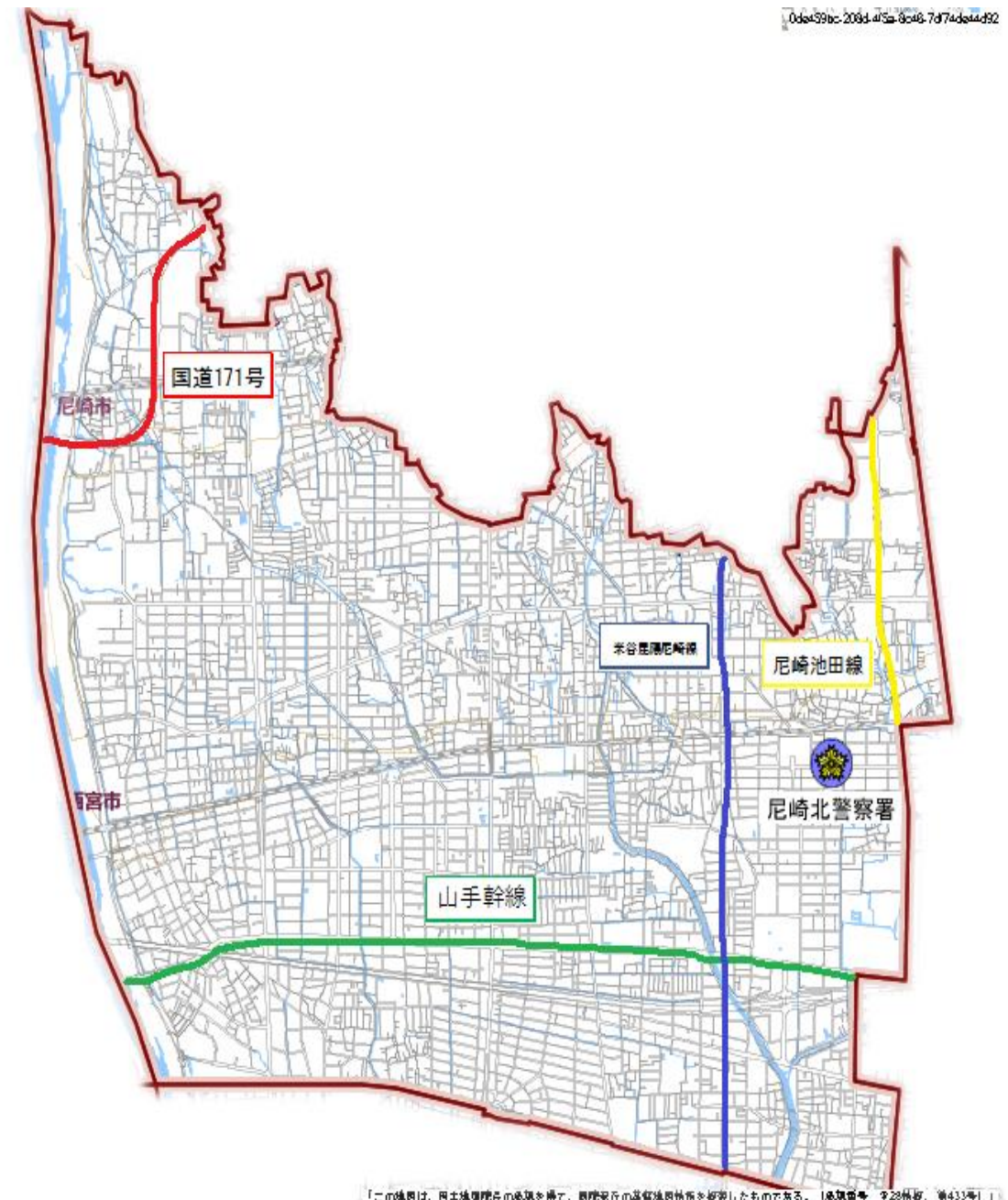
主な路線別、時間別交通事故発生状況(過去3年)



主な路線別人身事故発生状況(過去3年)



尼崎北 警察署管内



「この地図は、国土情報院長の承認を得て、国土地理院の基図情報をもとに作成したものである。」「承認番号：第433号」